

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、わが国では、少子化、高齢化が急速に進行しており、平成 67 年(2055 年)には、2.5 人に 1 人が 65 歳以上になると見込まれています。また、核家族化の進展とともに、子どもや孫との同居を強く望む高齢者が減っているといった意識の変化などから、高齢者の一人暮らしが大幅に増加しています。

また、1990 年代半ば以降、非正規雇用者は年々増加し、現在では、働いている人の 3 人に 1 人が非正規雇用となっています。特に若年層の非正規雇用は、その不安定さと雇用形態の違いによる所得格差が大きな問題となっており、さらに、将来の不確実性による非婚化が少子化の大きな要因にもなっていることが指摘されています。

高齢者や若年層の単身化に伴う「世帯の縮小」によって、家族間の支えあいの力が弱まっています。また、集合住宅など居住形態の変化やライフスタイルの多様化の中で、近所付き合いを負担に感じる人が増えるなど、地域でのつながりが希薄になり、助け合いの力や機能が弱まっています。

こうした中で、若者の不登校や引きこもりの増加による生きづらさの問題、独居高齢者の孤独死や高齢者虐待、児童虐待など発見の困難な問題が表面化してきました。誰もが困難な状況に陥る可能性がある今、生活不安を抱えている世帯への支援や、全ての人を受け止めるセーフティネットの構築などが大きな課題となっており、このような流れは、本市でも同様の傾向が見られます。

これまでは、高齢者や障害のある人、子育て支援、健康づくりなどの分野別に計画を策定し、公的な保健福祉サービスの充実を図ってきましたが、多様化・複雑化する問題に対して、分野別の制度の限界とともに、地域での支えあいや助け合いの重要性が認識されるようになり、福祉のまちづくりをベースにした、分野を超えた横断的な仕組みが求められています。

本市では、平成 11 年(1999 年)に非営利公益市民活動促進条例(NPO 条例)を制定し、多くの NPO やボランティアなどの市民活動が活発に行われています。このような市民活動と地域コミュニティとが連携した新たな形のコミュニティづくりの取り組みも期待できますが、そうした取り組みにまでは至っていないのが現状です。また、新市街地での新たなコミュニティの醸成と、既成市街地の地域コミュニティとの交流促進といった課題もあります。

(2) 策定の趣旨

これまでの「福祉」は、ややもすると、行政から限られた社会的弱者に対するサービスという形をとってきました。しかし、これからは、日々の暮らしの場である地域社会で、多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとして捉え直し、地域住民一人ひとりが、多様な生活課題に目を向け、自発的、積極的に取り組んで行くことが求められています。

「地域福祉」とは、住民と地域活動関係者、また、専門職¹、事業者や行政が、それぞれの得意分野を生かして役割分担をするとともに、相互に補完し、協力することにより、高齢者から子どもまで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で、互いに支えあいながら、その人らしく、安心して暮らせる地域コミュニティをつくっていく取り組みです。

本市では、第五次箕面市総合計画で示された将来都市像「ひとが元気 まちが元気 やまが元気～みんなでつくる『箕面のあした』～」にある“ひとが元気”の実現に向け、人と人、人と地域をつなぐ仕組みづくりを進めるため、「地域福祉計画」を策定します。また、社会福祉協議会においては、第2次地域イキイキプラン（平成17年度(2005年度)～平成21年度(2009年度)）の計画目標「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を引き継ぎ、「地域福祉活動計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定で定められている事項を具体化し、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画です。

第五次箕面市総合計画を上位計画とし、箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、箕面市障害者市民の長期計画～みのおNプラン～、箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画（後期計画））、健康みのお21などの保健・福祉関連の分野別計画に関して、地域福祉の視点から各計画に共通する理念や施策の方向性などを明らかにし、教育、就労、人権、雇用、まちづくりなど幅広い他の分野別計画とも連携を図っていきます。

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置づけられている社会福祉協議会が呼びかけて、住民やボランティア、NPOなどの関係団体、事業者などとともに取り組んでいく方向性や具体的な取り組みをまとめた行動計画（アクションプラン）です。

¹ 社会福祉協議会の地区担当職員、地域包括支援センターの主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士や市の保健師、在宅ケアセンターのケースワーカー、その他相談機関の相談員など各専門機関の職員を指す。以下同じ。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、活動・行動計画である地域福祉活動計画は、車の両輪のように、一体となって策定されることにより、各主体の役割や協働が明確になり、実効性のある計画づくりが可能となるため、両者で整合を図り、連携しつつ、一体的に策定しました。

【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

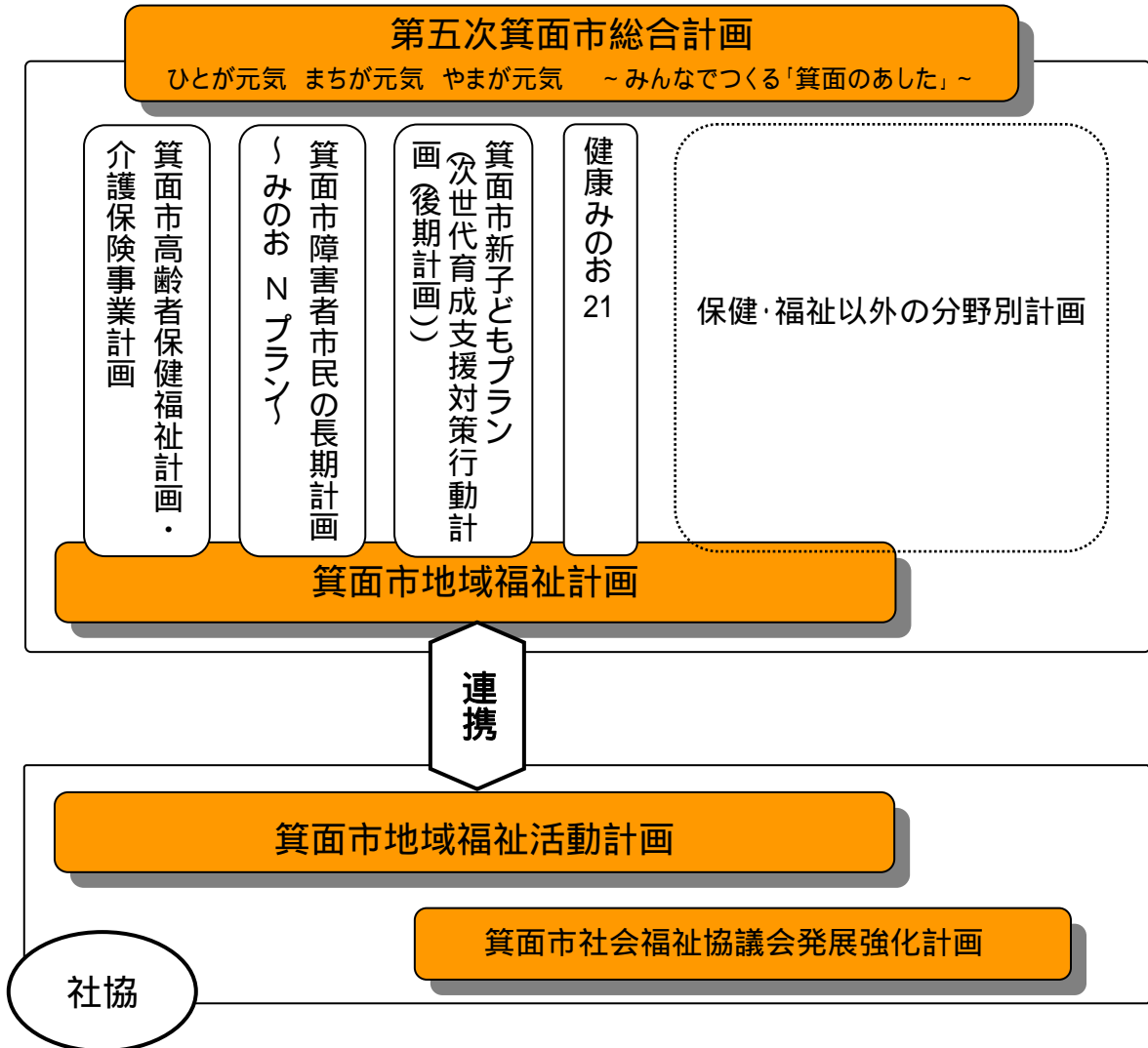
【参考】地域福祉活動計画策定指針（全国社会福祉協議会）より抜粋

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

2 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営業者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

計画の位置づけ



箕面市社会福祉協議会発展強化計画は、社会福祉協議会が地域福祉活動計画で掲げた実践を住民、関係団体と協働で推進する役割を果たすため、人の育成、体制づくり、財源の確保といった組織としての基盤強化を図る計画です。

3. 計画の期間

地域福祉計画の計画期間は、平成 23 年度(2011 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までの 10 年間とし、地域福祉活動計画の計画期間は、平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)までの 5 年間とします。なお、計画期間には、社会福祉協議会が先行的・モデル的に取り組んでいる平成 23 年度(2011 年度)を、試行期間として含みます。

計画の評価・検証を定期的に行い、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画	計画期間(年度)											
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
箕面市地域福祉計画			H23 ~ H32									
箕面市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)			H23 ~ H27					H28 ~ H32				

箕面市		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第五次箕面市総合計画		基本構想(H23 ~ H32)											
		前期基本計画(H23 ~ H27)					後期基本計画(H28 ~ H32)						
箕面市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画		第4期計画 (H21 ~ H23)		第5期計画 (H24 ~ H26)			第6期計画 (H27 ~ H29)			第7期計画 (H30 ~ H32)			
箕面市障害者 市民の長期計画	基本法	基本計画(H16 ~ H25)											
	支援法	第2期計画		第3期計画									
箕面市新こどもプラン (次世代育成支援対策行動 計画(後期計画))		H22 ~ H26											
健康みのお21		H15 ~ H24											

社会福祉協議会		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
箕面市社会福祉協議会 発展強化計画		H23 ~ H27											

4 . 計画の策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に、学識経験者、関係各課職員、社会福祉協議会職員による「地域福祉計画部会」を設置し、策定作業を進めました。

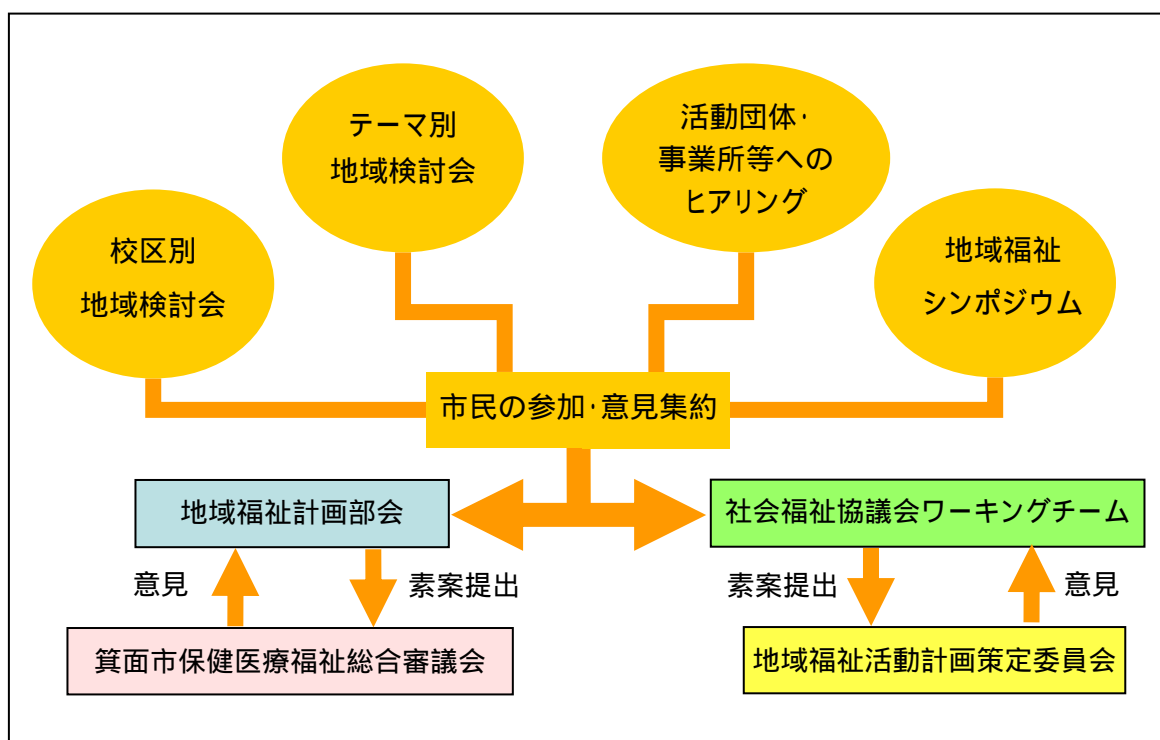
また、地域福祉活動計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体による「策定委員会」と、社会福祉協議会職員による「ワーキングチーム」を設置し、策定作業を進めました。

また、両計画の連携・整合を図るため、各小学校区別の地域検討会や活動団体、事業所等へのヒアリングなどを本市と社会福祉協議会が協働で行いました。

	内 容
地域福祉計画部会	本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に、学識経験者、関係各課職員、社会福祉協議会職員による地域福祉計画部会を設置しました。
地域福祉活動計画策定委員会	学識経験者、関係団体等から選出された委員による策定委員会を設置しました。
地域福祉活動計画ワーキングチーム	社会福祉協議会各部署の職員によるワーキングチームを設置し、策定作業を進めました。

校区別地域検討会	地域の現状や課題を把握するため、13の小学校区ごとに、住民主体による地域検討会を各校区2回、全26回開催しました。
テーマ別地域検討会	地域住民が主体となって、地域福祉にかかる課題を発見し、解決する仕組みを構築するにあたって直面している3つの行政課題について、地域住民と行政が協働で検討会を開催しました。
活動団体・事業所等へのヒアリング	高齢、障害、児童、外国人、ボランティア・市民活動の各分野における20の活動団体や事業所等に対し、日々の業務・活動の中で感じている地域との関わりや課題についてヒアリングを行いました。
地域福祉シンポジウム	計画策定にあたり、計画策定の意義役割を感じてもらうため、平成22年1月にシンポジウムを開催し、104人の参加がありました。
パブリックコメント（意見公募）の実施	地域住民の意見を幅広く取り入れるため、平成24年2月から3月にかけてパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

計画の策定体制



5 . 計画の圏域

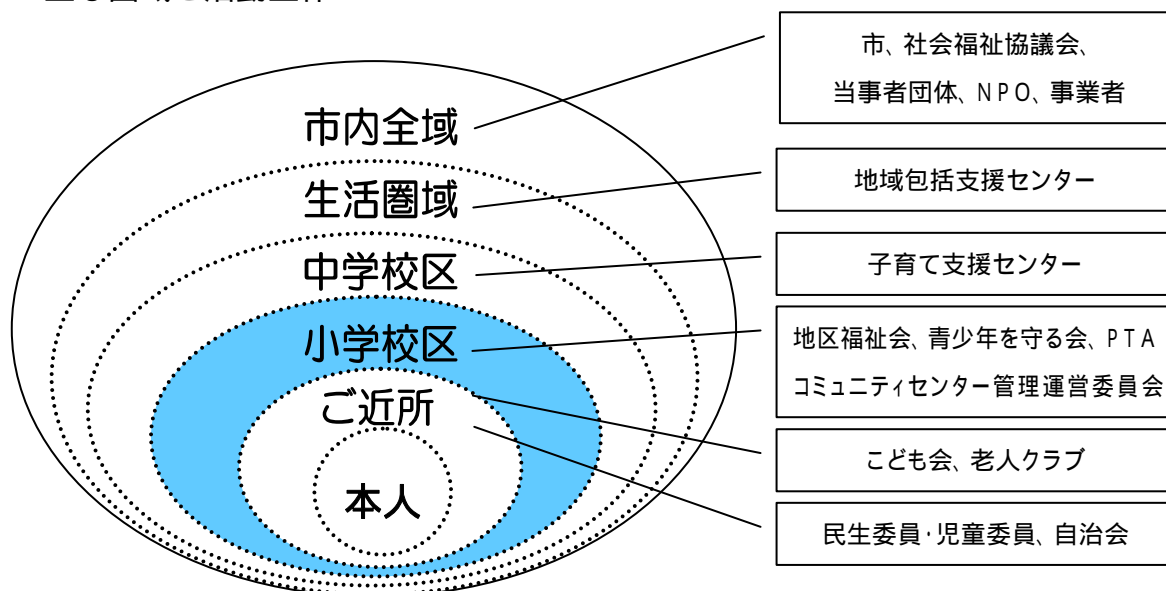
私たちが日常生活で地域を考えると、思い浮かぶ地域は、隣近所から市全域までさまざまです。地域福祉を進めていくうえで、どの取り組みをどの地域エリア（＝圏域）で展開していくか、その設定は非常に重要です。

本計画では、地域福祉を推進する基本圏域を、社会福祉協議会の地区福祉会²をはじめ、多くの地域住民組織の活動単位となっている小学校区とします。

地縁的、又は血縁的なつながりだけで課題が解決できない場合は、その課題の内容によって、小学校区単位で活動する青少年を守る会やPTA等の団体と連携して取り組んだり、より専門的な課題については、中学校区や、介護保険サービスを含む高齢者保健福祉施策による各サービスの提供単位である生活圏域、さらに市内全域の各単位で活動する団体や専門機関とも連携して取り組んでいきます。各圏域が重層的につながり、多くの団体と課題の共有、対応策の検討を行うことで、実情に応じた企画、調整を行っていきます。

地域福祉活動の推進を図るためには、地域住民がそれぞれの状況に応じてその意欲や能力を生かし、積極的に参加できるようになることが重要です。身近な小学校区を活動基盤として、さまざまな団体の活動とつながる仕組みづくりをめざします。

主な圏域と活動主体



² 小学校区に設置している社会福祉協議会の基本的構成組織。小地域での福祉活動の推進を目的に、社会福祉協議会事業の実践組織として地域のニーズに応じた活動を行っている。地区福祉会の中心的な活動として、要援護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して見守り・援助活動を行う「小地域ネットワーク活動」がある。

第2章 地域福祉を進めるうえでの課題

地域福祉の推進にあたっては、それぞれの地域で暮らす住民の生活や地域活動の実態を把握し、地域で抱えている課題を抽出することが第一に必要です。

本章では、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の過程で取り組んできた「校區別地域検討会」、「活動団体・事業者等へのヒアリング」、「地域福祉活動計画策定委員会」及び「テーマ別地域検討会」の結果から浮き彫りとなった課題を分析し、どのような取り組みや仕組みが必要とされているかを検証します。

1. 地域福祉の現場での課題

(1) 校區別地域検討会から出てきた課題 …資料編 P.103 参照

本市と社会福祉協議会との協働により、小学校区単位で校區別地域検討会「みんなで描く支えあいのまち」(以下、校區別検討会)を開催しました。平成22年(2010年)2月から7月までの間、市内13小学校区で2回ずつ、計26回開催し、参加人数は延べ703名でした。

校區別検討会は、参加者によるワークショップ方式で行われ、第1回、第2回それぞれ以下のテーマについて話し合いました。

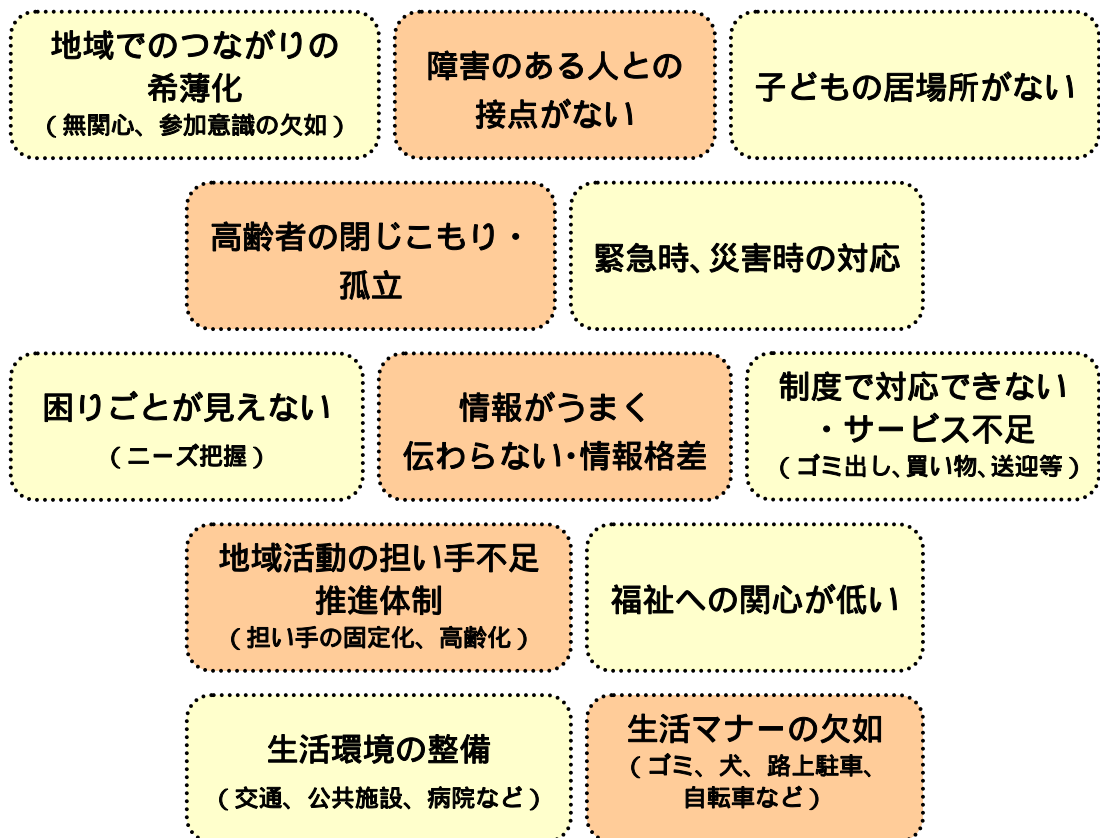
第1回テーマ「私たちの地域を語ろう」

参加者を3～6グループに分け、グループごとに「地域の良いところ」と「地域の課題、困りごと」を出し合った後、その中から重点課題を3つ選びました。

第2回テーマ「私やあなたができること」

第1回の検討会時に出された重点課題への取り組みについて「私や地域でできそうなこと」「市や社会福祉協議会にお願いしたいこと」に分けて出し合い、最後に「こんな街にしたい」との思いをタイトルとしてグループごとに発表しました。

各小学校区において、第1回の検討会で重点課題に選ばれた項目を整理すると、各地域に共通する課題として次の項目が浮かび上がってきました。



(2) 活動団体・事業者等へのヒアリングから出てきた課題 …資料編 P.190 参照

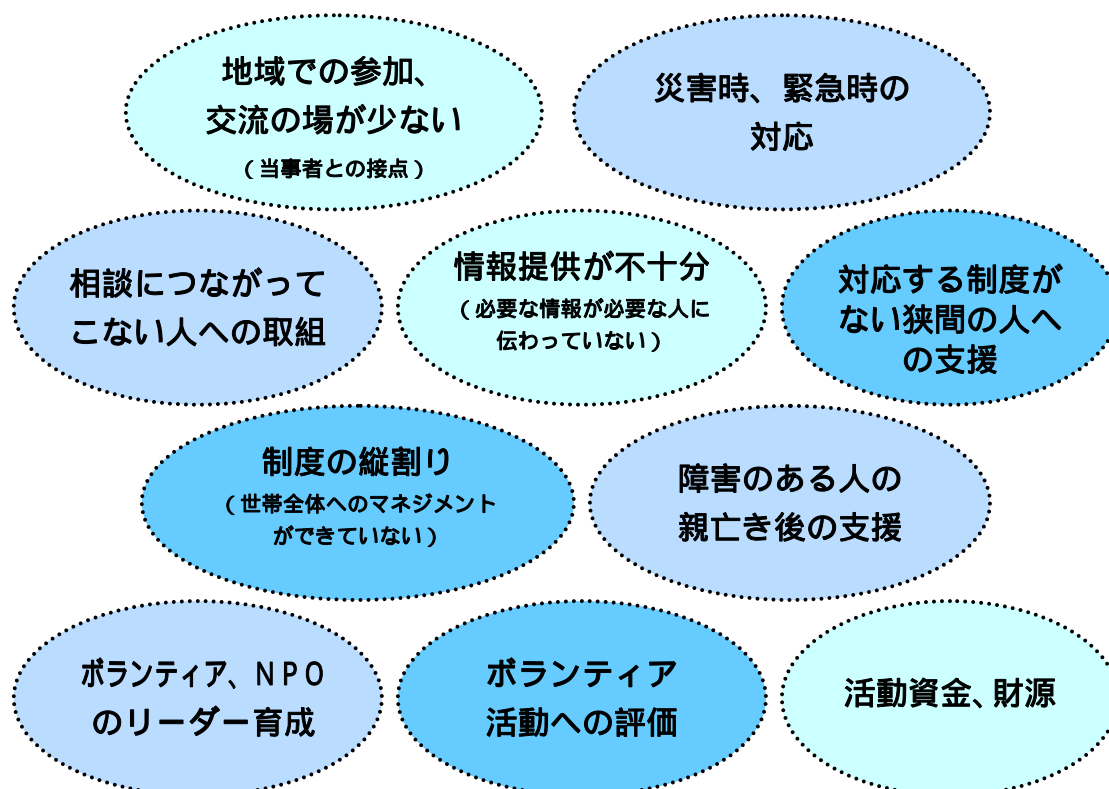
計画の策定にあたり、高齢、障害、児童、外国人支援、ボランティア・市民活動の各分野で活動する以下の活動団体・事業者等に対し、メンバーや団体が抱えている課題や地域との関わり・連携などについて、本市と社会福祉協議会が協働でヒアリングを行いました。

ヒアリング実施団体 【市】…箕面市

高齢分野		
【市】健康福祉部高齢福祉課(保健師)	箕面市老人介護者の会	
地域包括支援センター(4カ所)	びわの会(箕面認知症家族会)	
箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会		
障害分野		
箕面市肢体不自由児者父母の会	支 障 害 者 相 談 者	ライフタイムミント
箕面手をつなぐ親の会		ウィズ
みのお会(箕面市精神障害者家族会)		パオみのお
箕面市身体障害者福祉会		箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンター

児童分野	
【市】子ども部子育て支援センター	【市】子ども部子ども家庭相談課
【市】健康福祉部健康増進課(保健師)	箕面市母子寡婦福祉会
外国人支援分野	
財団法人箕面市国際交流協会	
ボランティア・市民活動分野	
みのお市民活動センター	箕面市社協ボランティアグループ連絡会

活動団体・事業者等へのヒアリング（以下、ヒアリング）の結果を集約すると、各分野に共通する課題として次の項目が浮かび上がってきました。



(3) 地域福祉活動計画策定委員会から出てきた課題

地域福祉活動計画策定委員会（以下、策定委員会）では、校区別検討会やヒアリングで抽出された課題を検証する一方、委員自らが現場で活動する地域福祉の担い手でもあることから、校区別検討会と同様のグループワークを通して、策定委員会の中で2回にわたり地域の課題とその解決に向けて必要な取り組みを検討しました。

グループワークの中で出てきた課題を整理すると、特に重点的な課題として次の項目が浮かび上がってきました。



2. テーマ別地域検討会での課題整理

計画の策定にあたっては、校區別検討会やヒアリングと並行して、行政が認識している地域の課題について次のとおり3つのテーマを設定し、各テーマに関わりの深い地域住民や事業者、本市職員、社会福祉協議会職員が集まって課題解決の方向性を検討する「テーマ別地域検討会」(以下、テーマ別検討会)を実施しました。

テーマ1	災害時要援護者支援の仕組みづくり	...資料編 P.150 参照
テーマ2	地域ケアの仕組みづくり	...資料編 P.161 参照
テーマ3	住民参加と協働 ~新たな公共づくり~	...資料編 P.175 参照

(1) 災害時要援護者支援の仕組みづくりにおける課題

平成18年度(2006年度)から本市が実施している災害時要援護者登録制度³から3つの問題点を抽出し、その解決にむけた方向性について検討を行いました。

登録情報の共有の仕組みづくり	
主な意見 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の地域団体で個人情報を管理することには不安がある ・ 民生委員・児童委員に限らず地域全体で支える体制を構築すべきである ・ 福祉専門職とも情報を共有できる体制が必要である
方向性	民生委員児童委員協議会や地区福祉会、自治会、自主防災組織などの地域団体を構成メンバーとする支援組織を校区ごとに設置し、登録情報を当該支援組織に提供すること 介護保険事業者や地域包括支援センターの長などに対しても登録情報を提供すること

³ 重度の障害のある方や要介護認定を受けられている高齢者等、災害発生時に本人又は家族等のみでは避難が困難な方に対し、「災害時要援護者」として申請に基づいて登録を行い、災害発生時の安否確認をはじめ、避難所への避難支援等を行う制度。

災害時要援護者の定義及び定義に基づく登録基準の見直し	
主な意見 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者を適切に定義することは難しい ・ 災害時にはどんな人でも要援護者になりうるため、介護認定の区分や障害者手帳の等級で登録基準を決めるのは難しい
方向性	登録基準を見直して対象者を絞り込むのではなく、必要な人が漏れなく登録できる制度にすべきである
災害時要援護者の特性に応じた支援方法の確立	
主な意見 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者の支援方法を細かく整理するべきである ・ 災害時に生命に危機を及ぼす可能性がある登録者などについては、優先的に支援できるよう分類するのがよい ・ 支援を行う際には、福祉専門職と連携する必要がある
方向性	登録者を安否確認のみ、避難支援など各々に必要な支援方法別に分類し、その特性に応じた支援方法を具体的に検討すること 災害時に生命に危機を及ぼす可能性があるなど特に優先的に支援すべきケースなどに対して支援の優先基準を設けること

これらの方向性を推進するための今後の課題としては、次のようなことが考えられます。

登録者を含めた一人ひとりによる「隣近所との関係づくり」

支援班単位での避難訓練、図上訓練や研修会など「日常活動としての防災プログラム」の策定と継続的な実施

情報提供についてのルールづくりや災害時のマニュアル・基準づくりなどを通じた、行政による地域防災活動への継続的な支援

行政、社協などの関係団体、住民がともに行う「要援護者支援制度の課題検証」

支援者だけでなく、登録者本人の訓練などへの参加による「登録者と支援者との信頼関係の構築」

(2) 地域ケアの仕組みづくりにおける課題

誰もが地域でその人らしく安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民・行政・専門機関が協働して制度の狭間となる課題を解決するための仕組みづくりについて検討を行いました。

まず、第1回及び第2回検討会で高齢・障害・子ども各分野の専門機関からそれぞれ提供された実際の事例を検討し、それらの事例から現状の課題を抽出しました。

事例1 発達障害のある児童の課題を通じて発見した世帯全体の課題へのアプローチ

- ・自ら相談に来ない(来られない)人への対応が難しい
- ・世帯単位で支援する時に、各分野の専門職の関わり方が難しい
- ・制度対応が困難な事例は、担当者で問題を抱え込みがちになる
- ・地域住民は課題を把握してもどこに伝えてよいかわからない

事例2 精神障害・自閉症の障害を持つ本人と高齢家族への支援

- ・家族で課題を抱え込み、限界にならないと支援に結びつかない
- ・親亡き後の支援をどうするか
- ・複数制度を利用した支援のため関係機関の連携が必要である

事例3 認知症、判断能力低下傾向にあるため訪問販売被害に遭う独居高齢者

- ・本人や家族からのSOS発信がない
- ・介護認定の区分や経済面から施設への入所が難しい
- ・特定の世話役によって生活が維持されており、全面的に依存している

(3) 住民参加と協働 ～新たな公共づくり～ における課題

地域福祉活動をはじめとする種々の市民活動の視点から地域の現状をふまえて、「住民参加と協働」の今後のあり方について検討を行いました。具体的には、地域住民自らが地域の現状と向き合い、地域の課題を抽出し、課題解決を図る仕組みについて研究・検討することを目的としました。

はじめに、地域コミュニティの醸成や市民活動を促進するうえでの障壁について議論したところ、以下のようなテーマが課題として挙げられました。

課 題	
プライバシー	地域の自主的な見守り活動を行ううえで支障となる
地域団体等で活動するメンバーの固定化と負担感の増大	活動のマンネリ化、魅力不足を引き起こし、新しい住民の参加意欲を減退させている
コーディネーターの不在	課題を把握しても解決への働きかけが弱い、把握した課題を役員交代でうまく引き継げない、適する人材がいても個々の能力や善意に依存している
地域の範囲と核の曖昧さ	昔は地域の主体といえば自治会という共通の認識があったが、現在では小学校区単位における団体の活動が活発化したことで、地域の主体や地域の範囲について住民間の認識の共通化が図れず、曖昧になっている
NPOや趣味・学習サークルとの連携	目的が明確で、メンバーの関心を通じて組織がまとまっているNPOやサークルと連携して地域活動の活性化を図ることが重要である
地域人材（著名人）の活用や同窓会のススメ	著名人が地域に関わることや、退職期を迎え地域に戻ってくる人に同窓会などで声をかけることで、地域住民の地域活動への参加を促進することが必要である
住民・団体間の意識の差	団体のメンバー間に協力意識の差がある、同じ地域内の団体間でコミュニケーションが不足している

3. 全体から見えてきた課題と、課題解決のために必要な取り組み

校区別検討会、ヒアリング、策定委員会、テーマ別検討会から出てきた課題を総括的に整理すると、大きく分けて以下の4つの傾向に分類されました。

地域のつながり ~ ご近所同士の交流から地域のネットワーク拡充へ ~

校区別検討会やヒアリング、策定委員会の中では、「地域のつながり」をキーワードに高齢、障害、子どもなどさまざまな分野から意見が出ました。

また、平成22年(2010年)に75歳以上の独居もしくは高齢者のみの世帯を対象に実施した「箕面市独居高齢者等実態把握調査」によると、日常生活で困りごとを抱える一方⁴、ご近所との関わりを持たない人も増えている⁵という結果が出ています。

地域住民の孤立化や地域のつながりの希薄化が進んでおり、またそのことに関連して緊急時・災害時の対応や支援体制が十分整っていないという課題が提起されました。

これらの課題を解決するには、緊急時・災害時にも地域で支えあうことができるよう、日頃からご近所で顔の見える関係をつくり、地域のつながりを再構築するための取り組みが必要です。

地域全体で支える仕組み ~ 地域と専門職、制度を超えた専門職同士の連携による課題の発見・共有・支援 ~

「地域のつながり」と並行して挙げられた課題の中には、課題を抱えた人の困りごと・ニーズの把握が不十分であることや、相談・支援につなぐににくいこと、また制度やサービスでカバーできない事例への対応についての指摘が目立ちました。

困りごと・ニーズの把握が不十分であるという課題の解決に向けては、地域で課題を発見し、早期段階で支援やサービスにつなげる仕組みが必要です。

⁴ 「日常生活の中で困っていることはありますか?」という問い(問12)に対して、「外出のときの交通手段」18.2%、「家の掃除や洗濯」15.3%、「買い物」14.9%、「官公庁等への手続き」14.2%他という回答となっています。

⁵ 地域の行事やサークル活動に「あまり参加していない」「まったく参加していない」人は合わせて66.1%(問15) また、近隣との付き合いは「会えば挨拶する程度」が49.7%、「ほとんど付き合いはない」が9.6%(問16)で、この割合は年齢階層の上昇に伴い増加するという結果が出ています。

人づくり、組織づくり ～地域活動の活性化～

地区福祉会や自治会など地域で活動する立場からは、活動の担い手や団体間の連携、地域住民の意識に関する課題が多く挙げられ、また、ボランティアグループやNPOの人づくり、組織づくりに関する課題も見えてきました。

地域団体やボランティアグループ、NPOの活動を活性化するためには、団体の活動を地域住民に広く知ってもらい、また、団体同士の連携によってお互いに刺激を与え合うことで、団体の魅力を前面に出すことが必要です。

生活環境の整備

校区別検討会では、前述の課題の他にも、日々の暮らしに関係の深い生活環境の整備についてさまざまな課題が挙げられました。

これらの多様な課題を解決するために、地域での清掃活動や注意喚起の看板の設置、講習会など住民のマナー意識の向上を図る啓発活動、警察へのパトロール要請など、地域で身近に始められることは、地域のつながり、支えあいを強くすることで解決を図ることが期待できます。また、交通インフラや道路の整備などハード面については、他の計画や施策と連携して整備することが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまちづくり

第五次箕面市総合計画（平成23年度(2011年度)～平成32年度(2020年度)）の基本方向を受け、人と地域が主人公として、人と人、人と地域をつなぐ仕組みづくりを進めながら、いつまでも安全・安心で支えあって暮らし続けることのできる、地域づくり・人づくりをめざします。

誰もが

・・・

地域を構成するのは、多種多様な人たちです。
この計画において対象となるのは、年齢や性別、国籍、職業、趣味、嗜好などに関わらず、地域を構成するすべての人です。

互いに支えあい

・・・

孤立することなく、依存するのでもなく、住民それぞれが、それぞれを尊重し合いながら、お互い大切な存在であると認め合う関係を築きます。

安心して
暮らせる

・・・

すべての人が、不安感を抱くことなく、健やかに自分らしい生活を営むことのできる地域をめざします。

つながりのある
まちづくり

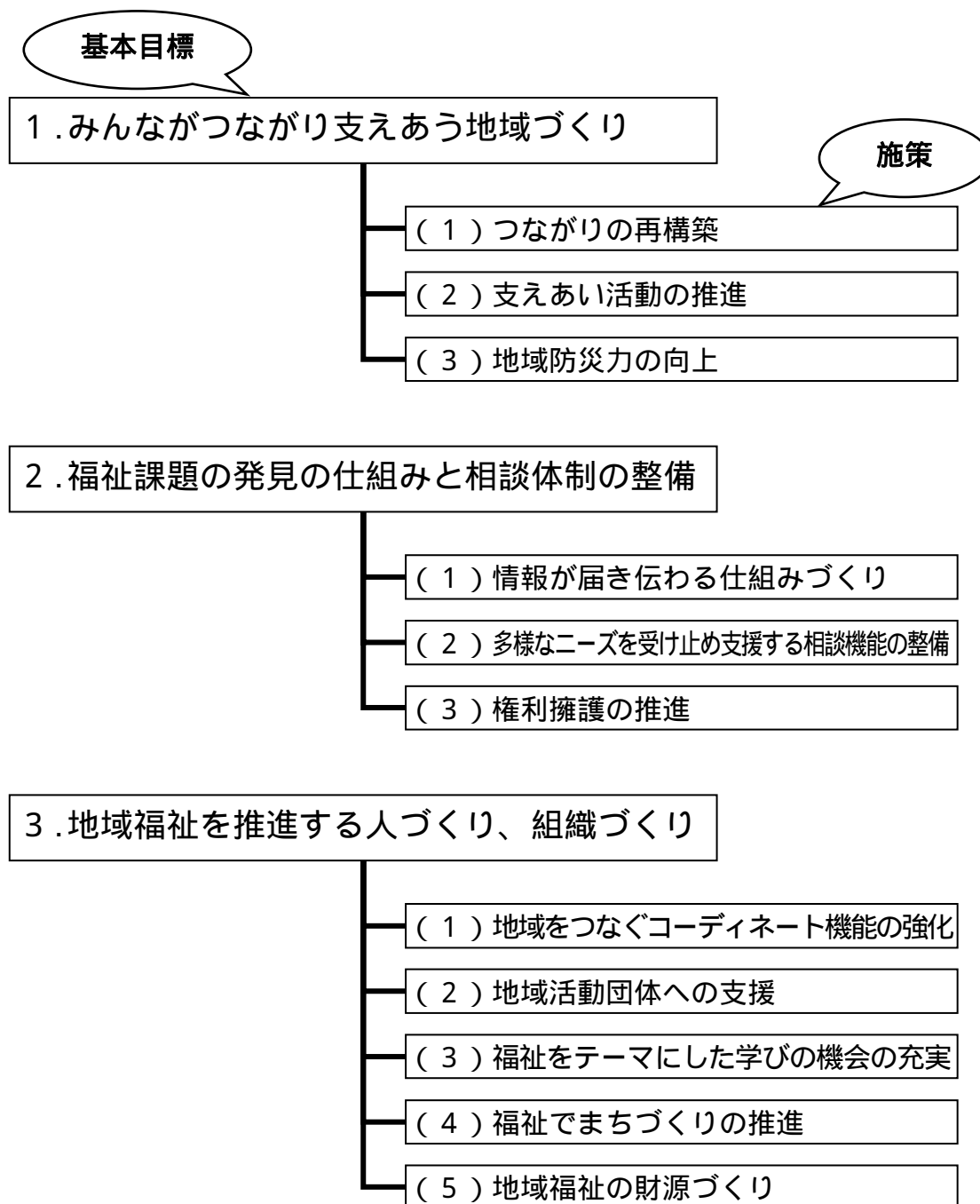
・・・

住民が気軽に声を掛け合えるような結びつきの深い、住民同士のきずなの強い地域づくりを進めます。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を定めます。

また、箕面市におけるさまざまな地域課題が浮かび上がってきた中で、基本的な目標を掲げ、課題解決に向けて実現・達成すべき方針として、11の施策と28の取り組みの方向性を示します。



3 . 施策・取り組みの方向性

基本目標を達成するための施策・取り組みの方向性を以下にまとめました。

地域福祉の推進について、最も主体となるのは地域に暮らす住民です。しかし、住民がそのすべてを行うことには限界があり、また、行政だけの施策で取り組むものでもなく、地域で活動するさまざまな主体が、それぞれの得意分野を生かしながら、協働して取り組む必要があります。

地域福祉の実施主体

【市 民】 地域住民、地域団体（地区福祉会、民生委員・児童委員、自治会等）、テーマ型団体（NPO、ボランティアグループ）

地域福祉の推進主体として、一人ひとりの住民が、地域福祉をわが事として考えることで、地域に関心を持ち、お互いに支えあいつながり合うコミュニティをつくります。地域で活動する団体は、行政や専門機関、事業者などと連携し協力し合うことで、地域の課題解決に向けて取り組みます。

【事業者】 福祉サービス提供事業者（社会福祉法人、NPO、企業等）、一般企業

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした、公共性の極めて高い非営利の民間法人として、NPOも、非営利での社会貢献活動や公益活動を行う公共性の高い市民団体として、地域に密着した社会貢献、福祉支援もその役割の一つと考えられます。また、地域に基盤を置く民間企業も、地域貢献の一貫として、地域福祉活動やまちづくりでの支援が期待されます。

【社 協】 箕面市社会福祉協議会

地域福祉の推進に向けて中核的な役割を果たす団体であり、民間の調整機関として、市民、事業者など多くの主体が地域福祉活動に関わるような働きかけとともに、それぞれの活動や連携を支援します。また、地域福祉に係る課題解決が円滑に推進されるよう仲介役を担い、公民協働による取り組みの中心を担います。

【行 政】 箕面市

地域福祉をとともに推進していくために、地域福祉活動への支援や基盤整備などを行います。また本市のさまざまな施策を地域福祉の視点で再確認し、地域の取り組みと連動することで、制度の狭間をつくらない、漏れのないセーフティネットを構築し、地域課題の解決を図ります。

基本目標 1 みんながつながり支えあう地域づくり

(1) つながりの再構築

自治会やこども会、老人クラブなど地域団体へ加入する人が減り、地域社会とのつながりを持たずに生活している人が増えており、地域活動に参加する住民との二極化が進んでいます。

災害時の対応や孤独死、虐待など深刻な社会問題が起きるなか、地域でのつながりはますます重要となっています。誰もが地域に関心を持てるきっかけや、身近に交流できる場所・機会をつくり、個人と個人、個人と地域が気軽につながることを進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
誰もが地域に関心を持てるきっかけづくりを進めます				
地域における交流の場をつくりま				

(2) 支えあい活動の推進

社会福祉協議会及び地区福祉会が実施している小地域ネットワーク活動は、地域の要援護者が安心して生活するための、地域住民の参加と協力による支えあい・助け合いの活動です。

地域における生活課題が多様化、複雑化する中で、より多くの住民、専門職の活動への参加が求められています。お互い気にかけてあげることができる身近なご近所レベルでの取り組みや当事者同士、福祉施設、企業などさまざまな形のネットワークをつくり支えあい活動を進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
小地域ネットワーク活動の充実・強化を図ります				
同じ課題を持つ人同士の仲間づくりを推進します				
地域と多様な関係機関との連携を進めます				

(3) 地域防災力の向上

地震や風水害などの自然災害は、いつ襲ってくるかわかりません。また、東日本大震災のような大きな災害が起こった場合、行政だけではすべてに対応することはできません。

地域住民一人ひとりが災害に備えることはもちろんのこと、日頃から地域の人と顔を合わせ、つながりを持っておくことが、いざというときに地域の力となって、災害時要援護者を始め、地域住民の命を守ることができるのです。

小学校区ごとの「地区防災委員会」の活動などに参加することをきっかけとして、地域でのつながりづくりを進めていきます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
災害時要援護者への支援体制づくりを進めます				
地域ごとの防災プログラムづくりを進めます				

基本目標 2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備

(1) 情報が届き伝わる仕組みづくり

福祉サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、問題が重度化、複雑化してしまっている現状があります。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に情報が届き、自己選択、自己決定ができるような周知の仕組みが必要となっています。

わかりやすい情報提供とともに、圏域ごとの情報集約、発信機能の強化、本人自身がSOSを出しやすい地域づくりの取り組みを進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
伝わる、理解しやすい情報を提供します				
SOSを出しやすい取り組みを推進します				
圏域ごとの情報集約、発信機能を強化します				

(2) 多様なニーズを受け止め支援する相談機能の整備

困ったことの解決といったこれまでの支援の考え方から、自分らしい生活を可能とするための支援が求められています。価値観が多様化するなかで、生活様式や家族形態は多種多様です。そうした多様なニーズを受け止め支援につなげるには、制度やサービスにとらわれず総合的に対応できる相談機能が求められています。各種相談窓口の総合相談機能の強化や早い段階でニーズを把握する重層的な支援ネットワークづくりを進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
総合マネジメント機能の構築を図ります				
重層的な支援ネットワークをつくります				
新たなニーズに対応するサービス開発を図ります				

(3) 権利擁護の推進

介護保険法や障害者自立支援法により、行政が福祉サービスの提供主体となってきたこれまでの措置制度から、利用者とサービス提供者との契約へと大きく転換しました。自己選択、自己決定に基づく福祉サービスの利用となって、利用者を守る仕組みの必要性が高まっています。日常生活自立支援事業や成年後見制度、苦情解決制度、第三者評価制度などの利用者保護の制度がつくられてきましたが、制度の認知度の低さや使いづらさから、利用がまだまだ進んでいないのが現状です。また、虐待や本人の権利を侵害する事件も潜在的には増加している可能性があり、早期発見・対応の仕組みとともに予防の取り組みが必要です。

必要な人が必要な制度を利用しやすくすることで、地域で誰もが安心して暮らし続けられる権利を守る制度の普及、充実を図ります。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・充実を図ります				
苦情解決と第三者評価制度の取り組みを推進します				
虐待防止のネットワークづくりを推進します				

基本目標 3 地域福祉を推進する人づくり、組織づくり

(1) 地域をつなぐコーディネート機能の強化

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには、地域の中で発見された課題やニーズの窓口となって、専門機関への橋渡しをする調整役が不可欠であり、社会福祉協議会の地区担当職員がその役割を担います。

また、地域住民や関係団体が連携し、身近な見守り活動など福祉のネットワーク形成を図ります。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
地区担当職員を充実・強化します				
地域のコーディネーターとなる住民ボランティアを育成します				

(2) 地域活動団体への支援

地域福祉の推進には、自治会、地区福祉会、老人クラブ、こども会といった地域の活動団体の取り組みが重要です。しかしながら、各団体は、役員の固定化、高齢化、担い手不足による負担の増加など、活動を継続していくことで精一杯の状況にあります。新たな担い手の参加を促す組織運営の見直しや関係機関との役割分担、連携が必要となっています。そのための継続した活動支援、リーダー育成といった取り組みを行います。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
地域団体の活動を支援します（自治会、地区福祉会等）				
組織運営を担うリーダーづくりを進めます				
地域内の各種団体のネットワークづくりを推進します				
ボランティア、NPOと地域団体との連携を強化します				

(3) 福祉をテーマにした学びの機会の充実

福祉は生活の暮らしづらさを解決する取り組みであり、全ての住民に係る共通のテーマですが、福祉という言葉聞いても、自分とは関係ない、福祉に関わっている人は特別な人との意識もまだまだ根強い現状があります。

福祉は特別なものといった認識を持たせない学びの場が必要であり、子どもときから学校教育や身近な地域の中で福祉について学ぶ機会を増やし、福祉の裾野を広げる取り組みを進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
学校と連携した福祉教育を推進します				
地域での福祉教育を推進します				

(4) 福祉でまちづくりの推進

今回の計画策定にあたり、地域の現状や課題を把握するために開催した校区別地域検討会は、地域住民が集い、みんなで地域の課題について話し合うことによって顔の見える関係づくりができ、非常に有意義な取り組みとなりました。

このような集いの場として、地区福祉会が主催する小地域ネットワーク会議に、地域で活動する団体もメンバーとして参加し、地域のさまざまなテーマについて話し合っていくことで、地域の課題を地域で協力して解決できるようなまちづくりを進めます。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
小地域ネットワーク地域拡大会議の実施を進めます				
(仮称)校区別住民福祉活動計画 ⁶ の策定を支援します				

⁶ 地域独自の課題を地域全体で継続的に取り組んでいくための計画。

(5) 地域福祉の財源づくり

地域福祉活動や市民公益活動の実施団体・グループ、市民が自らその活動資金の確保に努めることは不可欠ですが、非営利の活動であるため、新しい活動の立ち上げ時の資金調達や、運営を持続させていくための資金の安定的確保には、大変な困難が伴います。

補助金・助成金制度とその条件に合う団体とを組み合わせる調整機能の充実や既存制度の見直しによる効果的な助成金制度づくりを行うとともに、住民一人ひとりが活動を資金面で支援するといった寄附文化の醸成を図り、地域福祉活動の財源づくりを推進します。

取り組み一覧	実施主体			
	市民	事業者	社協	行政
寄附文化づくりを進めます				
評価の仕組みと使いやすい補助金・助成金制度づくりを進めます				

4 . 計画実現に向けた基盤づくり

計画の基本理念である「誰もが互いに支えあい、安心して暮らせるつながりのあるまち」を実現するために、3つの基本目標ごとに定めた施策・取り組みを進めていく際の基盤となる総合的、横断的な仕組みを構築し、「日常からのつながり、支えあい」の意識を高め、実践していきます。

地域の中でお互いに顔の見える関係を築く場づくりと、全市的なセーフティネットの構築、その両者を機能させる調整役、推進役の強化を進めます。

(1) 地域課題を話し合う場づくり

社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動推進事業の一つとして、地区福祉会だけでなく、地域住民や地域で活動するさまざまな団体が参加し、地域の福祉課題を話し合えるような場づくりを進めます。

さまざまな団体や住民が地区福祉会の集まりに参加し、地域コミュニティの中で、地域に見え隠れする課題を共有し、解決策を検討していきます。

その場づくりの進め方は、それぞれの小学校区の地域特性に合ったものとなりますが、話し合いの場を継続することによって、個人と個人、個人と団体、団体と団体の結びつきが生まれ、そのネットワークを通じて課題解決への糸口を見出していきます。

< 個別課題を話し合う場との連携 >

課題共有の場が機能することによって、個別課題への支援にも活動の幅を広げていきます。

地域の中で困りごとを抱えている人を見出したときに、専門機関に連絡するだけでなく、小地域ネットワーク会議に専門職も参加する中で、課題解決のためにそれぞれの団体や個人でできることを出し合い、専門機関と連携しながら地域で支援する体制を検討していきます。

(2) 地域福祉のセーフティネットの構築

誰もが安心して暮らしていくためには、地区福祉会の小地域ネットワーク活動や自治会、隣近所といった身近な見守り活動を通して、生活課題を抱えた本人・家族を発見し、社会福祉協議会が窓口となって、早い段階でケアに結びつけていくことが大切です。

しかし、さまざまな生活課題には、高齢者、障害者、子どもなどの属性を越える、あるいはまたがるものや、介護保険サービスや福祉サービスなどの制度ではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。

各制度の専門職が連携して個別のケアプログラムを検討するとともに、専門機関だけでは対応できない部分については、地域での日常적인見守りや生活支援など、住民との協働によって支えていくシステムをつくります。

また、個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、関係機関等へ報告することによって今後の取り組みに生かしていくとともに、市の施策として事業化できるかどうか検討を行います。

既存のシステムだけでは解決困難な課題を解決するシステムとして、全市的なセーフティネットを整備することで、制度の狭間に陥りがたい体制をつくっていきます。

(3) 地区担当職員の強化

社会福祉協議会の地区担当職員は、地域住民や地域で活動するさまざまな団体へ声かけをして地域課題を話し合う場への参加を促し、地域のつながりづくりを進めます。

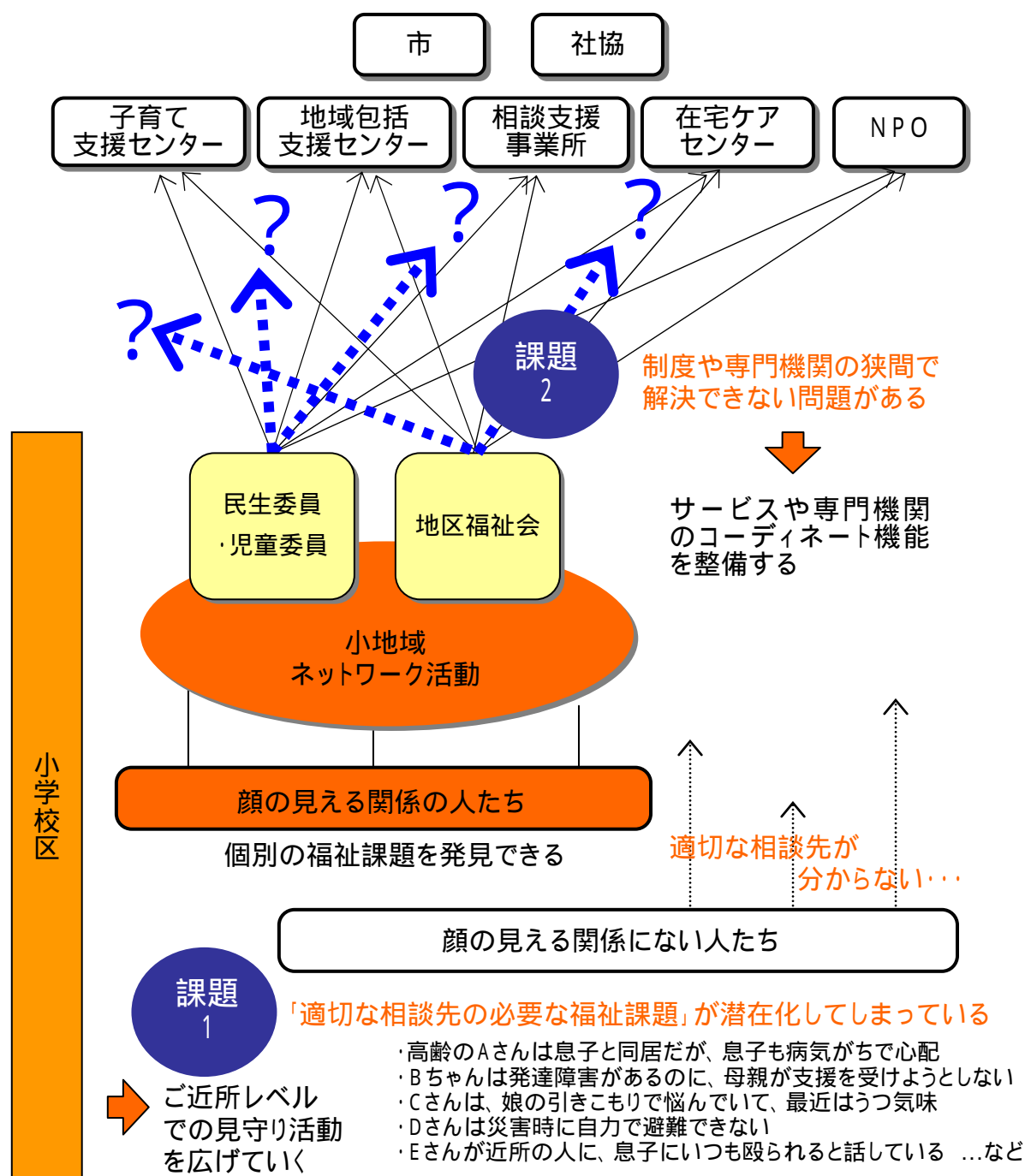
地域課題を話し合う場や普段の見守り活動の中から、支援が必要な人を発見した場合は、適切な専門機関へとつなぐための窓口となります。また、個別の支援計画の作成や情報共有のため、各専門機関が連携できるよう、専門職による総合相談の仕組みをつくります。

さらに、制度の狭間となっている人を地域の支えあい活動で支援するよう地域に働きかけたり、新しいニーズに対応するサービスの開発や、公的制度・専門機関への橋渡し、小地域ネットワーク活動のサポートなど、地域に根づいた活動を実践していきます。

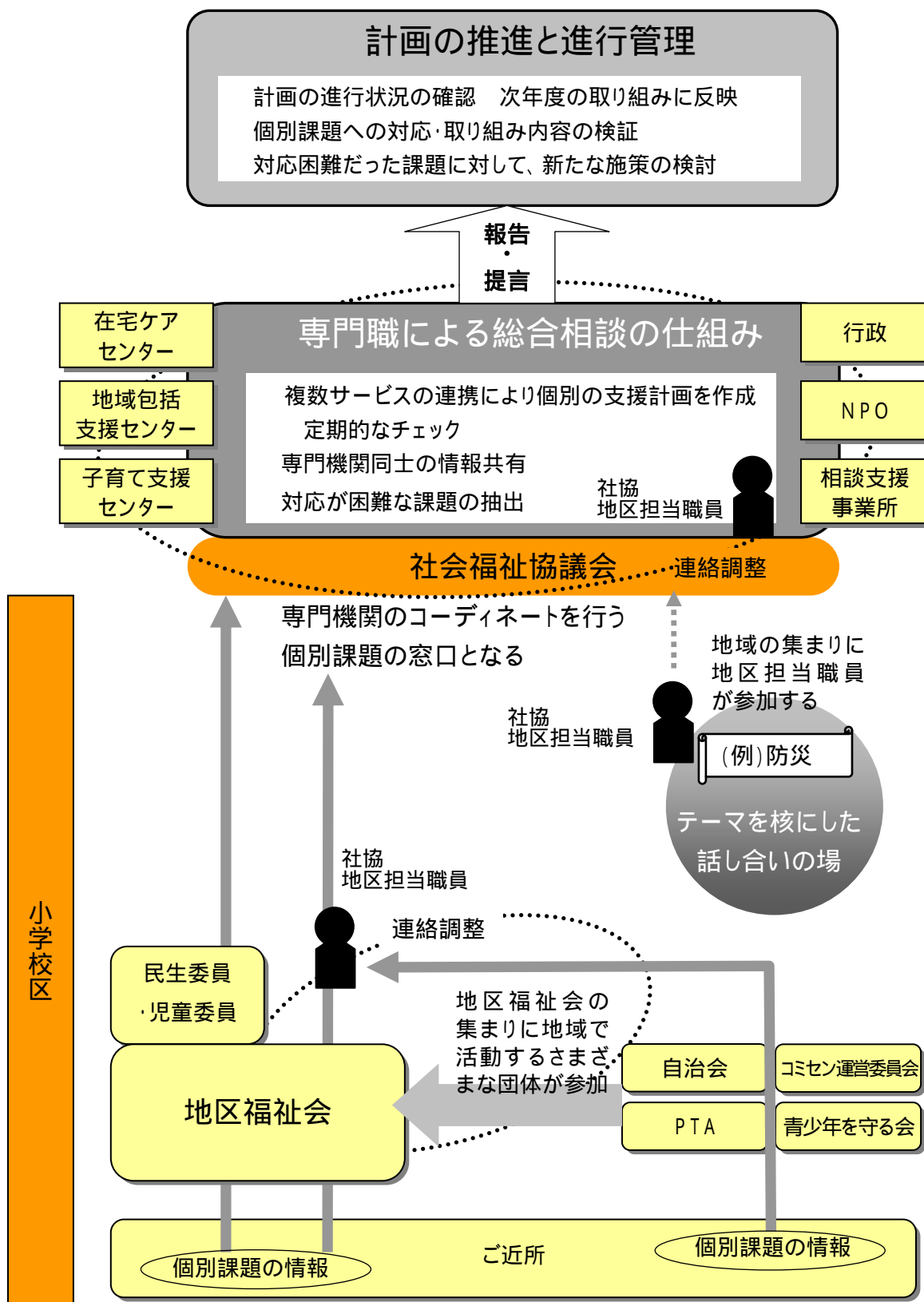
地域福祉を取り巻く現状と課題

「第2章 地域福祉を進めるうえでの課題」で、全体から見てきた課題のうち、2つは下図のように表されます。

これらの課題を解決するための取り組みの基盤として、地域福祉のセーフティネットを構築します。



地域福祉のセーフティネットのイメージ図



第4章 地域福祉の推進に向けた重点的な取り組み

地域福祉の推進には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要不可欠です。そして、この地域福祉活動をより一層推進していくため、行政及び社会福祉協議会が重点的に取り組む項目を基本目標ごとに次のように定めます。

基本目標	行政の重点的な取り組み	社会福祉協議会の重点的な取り組み
みんながつながり 支えあう地域づくり	(1)地域防災力の向上と連携した人づくり (2)地域活動に参加するきっかけづくり	ご近所レベルでの支えあい活動の推進
福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備	(1)各専門機関の連携強化 (2)権利擁護の推進	地域課題を話し合う場づくりと重層的な支援ネットワークづくり
地域福祉を推進する人づくり、組織づくり	(1)社会福祉協議会への支援 (2)地域活動を支える情報発信	(1)福祉をテーマにした学びの機会の充実 (2)地域福祉の担い手の育成

目標 1 みんながつながり支えあう地域づくり

(1) 地域防災力の向上と連携した人づくり

東日本大震災の発生以来、多くの人の防災意識が高まっています。広域的に壊滅的な被害を受けながらも、毎年の防災訓練や、災害時要援護者の把握など、日頃からの取り組みが被害を抑えた事例もあるように、個々の備えのみならず、地域をあげての防災の取り組みが重要です。

これまで地域活動に参加したことのない人にも関心の高いテーマとして、地域の防災訓練などへの参加を促します。

防災の取り組みを核とする小さな地域コミュニティ「防災となり組⁷」の結成を支援します。

地域コミュニティと小学校区単位で活動している団体で構成され、その校区の防災の中核として活動する「地区防災委員会」の設置を進め、隣近所や地域の人と顔の見える関係を築くことによって、災害時要援護者を地域で把握するなど、地域全体で支援を行える仕組みをつくります。

(2) 地域活動に参加するきっかけづくり

地域の課題として、地域福祉活動の担い手不足や男性のボランティアが少ないことなどがあげられていますが、団塊の世代が退職し多くの人々が地域の活動に参加していく可能性があります。また、活動を継続してもらうために、一過性の単なるお手伝いではなく、参加したことで充実感や達成感が得られるような関わり方の工夫も必要です。

働いている人や団塊の世代などが、その知識・経験を生かして積極的に地域活動の担い手となれるよう、社会福祉協議会や市民活動センター等と連携して、活動参加へのきっかけづくりや参加機会の充実に取り組みます。

⁷ 既存の地域コミュニティに属していない世帯を主な対象に呼びかけていく「災害時の安否確認」をメインにした数軒の集まり。

目標 2

福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備

(1) 専門機関同士の連携強化

高齢者の家族、障害者や子どもなど、すべての住民の生活課題が複合的に絡み合った事例や、既存の保健・福祉サービスの利用だけでは解決困難な、制度の狭間にある課題を解決するシステムとして、全市的なセーフティネットを整備していきます。

個別の課題を解決するために、各専門機関が最大の支援をすることはもちろんのこと、他の制度についての知識も持ち、適切な連携が図れるよう、専門職の資質向上に取り組みます。

定型的な専門サービスだけでは対応困難な部分については、地域での日常的な見守りや生活支援など、地域住民と協働して解決を図ります。

専門機関同士の連携・調整のためのネットワーク会議を開催し、サービス調整を行うとともに、個別の事例を集約し、関係機関等へ報告することによって今後の取り組みに生かしていきます。

(2) 権利擁護の推進

認知症や知的障害、精神障害などがあって福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する助言や制度の周知などに努め、サービス利用者の権利擁護を推進していきます。

また、児童・高齢者・障害者等への虐待防止に関する市民へのさらなる啓発と周知を図り、地域が一体となって虐待防止ネットワークづくりへの取り組みを推進します。

成年後見制度、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を周知します。身寄りがいないなどの理由で成年後見制度の後見等の審判の申し立てができない人については、市長が本人に代わって審判の申し立てを行うとともに、経済的な理由で利用が困難な人には負担の軽減措置を行います。

利用者からの相談・苦情を迅速かつ適切に解決するための仕組みや保健福祉サービス提供時に発生した事故等への適切な対応の仕組みとして構築している苦情解決システムを運営し、サービスの質の確保・向上を図ります。

目標 3 地域福祉を推進する人づくり、組織づくり

(1) 社会福祉協議会への支援

地域福祉のセーフティネットは、隣近所から小学校区単位での支えあい活動、そして、実情に応じてより専門的な支援を行う中学校区や生活圏域、さらに、市内全域までが重層的につながる仕組みです。各層を有機的に結びつけ、適切な支援を行う役割を担う社会福祉協議会を支援していきます。

社会福祉協議会の地区担当職員が、地域や専門機関により深く関わっていただけるよう支援します。

社会福祉協議会の地域福祉活動を推進するため、地域での支えあい活動の力となるボランティアを育成し、必要なところに結びつけるボランティアコーディネーターの配置について支援します。

専門職の資質向上のための機会提供を行います。

(2) 地域活動を支える情報発信

地域福祉活動や市民公益活動の実施団体・グループ、市民が、新しい活動を立ち上げる際の資金調達や、運営を持続させていくための資金の安定的確保ができるように、財政的な支援をしていきます。

また、地域福祉についての関心や理解を深め、活動への参加を促す情報提供が必要です。

団体・グループが「自立性」を保ちながら活動を促進するための財政的な支援として、民間の助成金制度や、地域福祉の財源となる共同募金や民間基金（ファンド）などの情報を収集し、発信します。

本市の広報紙やホームページ、各種パンフレットやリーフレット等のさまざまな情報媒体を活用し、団体の活動・行事などに関する情報提供を行います。

社会福祉協議会の重点的な取り組み

* 社会福祉協議会の具体的な取り組みは、「地域福祉のアクションプラン（地域福祉活動計画）」を参照。

目標 1 みんながつながり支えあう地域づくり

ご近所レベルでの支えあい活動の推進

地区福祉会を通じて推進してきた小地域ネットワーク活動を、よりご近所レベルでの支えあい活動となるよう取り組みます。

歩いていける範囲で顔の見える関係をつくることで問題の潜在化を防ぎ、早い段階での問題解決につなげていきます。

目標 2 福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備

地域課題を話し合う場づくりと重層的な支援ネットワークづくり

地区担当職員のコーディネート機能を強化し、小学校区単位で地域課題を話し合う場づくりを行うとともに、地域住民と関係機関、団体をつなぎます。また、その中で明らかになった制度の狭間となる問題に対し、チームによる解決や施策化を検討し、問題を抱え込ませず顕在化させます。

目標 3 地域福祉を推進する人づくり・組織づくり

(1) 福祉をテーマにした学びの機会の充実

福祉が身近なものとなるよう学校や地域の中で福祉について学ぶ機会を増やします。また、学んだ人を活動につなげる仕組みづくりや、コーディネート機能の強化を図ります。

(2) 地域福祉の担い手の育成

地域の中でのコーディネート役や組織運営を担う人材の育成に取り組みます。地区福祉会の役員への研修やボランティア部会の機能強化を図ります。

現在の担い手への取り組みと合わせ、働きながら参加できる運営体制など次世代の担い手が参加しやすい入り口や役割づくりの取り組みも進めます。

第5章 計画の推進に向けて

1．計画の推進体制の整備

地域のさまざまな福祉課題を解決していくためには、行政だけではなく、地域、社会福祉協議会、社会福祉事業者やNPOなど、地域福祉の推進に関わる各主体が、それぞれの役割を認識し、連携を取りながら、協働で推進していくことが必要です。

地域福祉計画の推進にあたっては、福祉分野だけでなく、人権、市民活動、子ども、市民安全など本市の関係各課が横の連携を図ることが重要であり、それぞれが所管する計画に基づいて実施する事業の進捗状況の確認、情報共有、調整などを行いながら、計画の推進を図ります。

地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域や社会福祉事業者、NPO・ボランティアグループなどへの呼びかけを行い、話し合いの場を広げていく中で、さらに具体化を図っていきます。

また、地区福祉会など各種団体の活動の中で明らかになった課題を集約し、計画の見直しをするとともに、地域福祉計画とも連携して総合調整を行います。

2．計画内容の広報・啓発

地域で暮らす住民は、地域福祉の担い手にも、また受け手にもなります。地域福祉の推進にあたっては、住民や地域団体が、地域福祉活動に主体的に取り組むこと、また、支援が必要となったときにはSOSを発信できることが重要となってきます。

地域福祉の理解を広げるためには、本計画の内容の周知・啓発は大切であり、さまざまな媒体や機会を活用して情報発信を行っていきます。本市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページへの掲載、公共施設への冊子の配置のほか、地域住民のみなさんが参加するイベントでの啓発も検討していきます。

3 . 計画の進行管理

地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理については、行政と社会福祉協議会が協働で行う仕組みとして、関係団体及び本市の関係各課職員、地域福祉活動計画策定委員などを構成メンバーとした「(仮称)地域福祉推進委員会」を設置し、取り組みの達成度などについて毎年度評価、検証していきます。

また、その結果を、地域福祉計画については「箕面市保健医療福祉総合審議会」に、地域福祉活動計画については社会福祉協議会理事会に報告し、計画の進行状況を定期的に点検、評価するとともに、必要に応じて市民の意向等を把握しながら、施策の検討・調整を行います。

進行管理の仕組み

